

経 済 産 業 省

20240405資庁第1号  
令和6年8月8日

鳥取県知事 平井 伸治 殿  
米子市長 伊木 隆司 殿  
境港市長 伊達 憲太郎 殿

資源エネルギー庁長官 村瀬 佳史

令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について（回答）

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

令和6年4月5日付け第202400006245号、防起第13号-1及び発境防第1011号をもって照会のあった件について、以下のとおり回答いたします。

記

1 「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）においては、原子力発電は、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、高い独立性を有する原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしています。

さらに、再稼働後についても、万が一の場合には、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処いたします。

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）の島根原子力発電所2号機については、令和3年9月15日、原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められております。

この度の令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）を受けて、原子力規制委員長は、国会審議において、「新規制基準への適合性が既に確認された原子力発電所については、現時点で運転停止等の必要があるような科学的・技術的な知見が得られていないことから、停止を命令することは考えていない」、「今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していく」という見解を示しているものと承知しております。

2 「第6次エネルギー基本計画」においては、原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先させるという安全文化の醸成に取り組む必要があるとしています。また、2022年10月には、電気事業連合会において「安全マネジメント改革タスクチーム」が設置され、業界大でのベストプラクティスの共有・横展開等が行われております。引き続き、中国電力を含めた原子力事業者に対して、今般の能登半島地震での経験や知見も踏まえつつ、安全性向上に向けて不断に取り組むよう、指導してまいります。

3 上記1.に記載のとおり、原子力規制委員長は、国会審議において、「新規規制基準への適合性が既に確認された原子力発電所については、現時点で運転停止等の必要があるような科学的・技術的な知見が得られていないことから、停止を命令することは考えていない」、「今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していく」という見解を示しているものと承知しております。

中国電力を含めた原子力事業者に対しては、ゼロリスクはないとの認識に立って、今般の能登半島地震での経験や知見も踏まえつつ、安全性向上に向けて不断に取り組むよう、指導してまいります。

4 原子力発電所の運営に当たっては、地域や社会の皆様に不安を与えないよう、その状況等について丁寧に情報発信することが重要と認識しております。今般の能登半島地震における情報発信の在り方に関しては、電気事業連合会が事業者とともに検証を進め、对外情報発信の一元管理などの対応策をまとめたものと承知しております。中国電力を含めた原子力事業者に対して、トラブル時において、可及的速やかに、信頼できる情報を、丁寧に発信することを徹底するよう、引き続き、指導してまいります。

また、モニタリングポストについては、原子力規制委員長は、国会審議において、「従来より自然災害を想定した通信の多重化等の取組を進めてきており、仮にその一部の測定結果を確認できない状態が生じても、可搬型モニタリングポストや航空機モニタリングといった代替措置により、空間線量率を測定することは可能であると考えています。」という見解を示しているものと承知しております。

5 原子力規制委員長は、2024年5月の定例会見において、屋内退避の運用についての検討は、「現時点で自治体の地域防災計画等を見直していただくことにはならない」という見解を示しているものと承知しております。

- 6 「島根地域の緊急時対応」は、道路が寸断した場合の避難経路や家屋が倒壊した場合の防護措置を含め、大規模な自然災害と原子力災害の複合災害を想定して策定され、原子力防災会議において、原子力災害対応指針等に照らして、具体的かつ合理的であると確認されています。他方で、原子力防災の備えに終わりや完璧はなく、引き続き、内閣府原子力防災担当をはじめとする関係府省庁や関係自治体と連携し、「島根地域の緊急時対応」の不断の改善・充実を図り、原子力災害対応の実効性向上に取り組んでまいります。
- 7 屋内退避や避難が困難になるなど不測の事態が生じた場合には、原子力災害対策本部が中心となり、関係府省庁及び関係自治体とも連携し、警察・消防・自衛隊等の実動組織により、状況に応じた迅速な避難の対応に当たることとなっております。
- 8 地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対しては、内閣府原子力防災担当において、屋内退避を継続できる更なる環境整備等、必要な支援内容について、関係自治体のご意見もよくお聞きしているところであり、地域の実情を踏まえて検討を進めているものと承知しております。

以上